

令和3年度 伊加賀小ハンドブック



保存版

各家庭で保存して
活用願います。



本校の教育目標は

1. 明るい子
2. 思いやりのある子
3. 考える子
4. 最後までやりぬく子

枚方市立伊加賀小学校

〒573-0066 大阪府枚方市伊加賀西町 53 番 1 号

TEL 050 (7102) 9172

TEL 070 (2299) 4239

TEL 070 (2299) 4240

FAX 072 (846) 5066

E-mail ikaga-e00@city.hirakata.ed.jp

ホームページ https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/6-2-0-0-0_2.html

ブログ

<http://www12.schoolweb.ne.jp/weblog/index.php?id=c20200158>

学校生活のきまり



◎学校生活

1. チャイムがなる前に、席について学習の準備をしましょう。
2. 教室では、静かに過ごしましょう。
3. 廊下は、右側を静かに歩きましょう。
4. 雨の日や、赤はたが立っている時は、安全に気をつけて、教室内で静かに遊びましょう。
5. ボール遊びは運動場でしましょう。
6. 体育館のまわり、体育館の下、水色の手すりのところでは遊ばないようにしましょう。体育館のうらには行かないようにしましょう。
7. 遊具は正しい使い方をしましょう。
8. 持ち物には全て名前を書きましょう。学習に必要な物を持ってこないようにしましょう。
9. 上ぐつ、外ぐつ、体育館シューズの区別をはっきりつけましょう。
10. 困ったことがあったら、すぐに先生に言いましょう。

◎登下校

1. 決められた道を通って、登下校しましょう。
(下校時はできるだけ、1人で帰らないようにしましょう)
2. 集団登校の時、出発したら忘れ物を取りに帰らないようにしましょう。
3. 集団登校の時の解散は、門を通ってから行いましょう。
4. 登下校の時間を守りましょう。
 - ・登校時間・・午前8時から午前8時20分の間。
 - ・下校時間・・うら門が閉まる時間まで。

げつ か もく きんよう
【月・火・木・金曜】

じかんめ お あと じかんめ お あと
(5時間目が終わった後) 2:25~2:50 (6時間目が終わった後) 15:15~15:40

すいよう
【水曜】

じかんじゅぎょう ひ じかんじゅぎょう ひ
(5時間授業の日) 14:00~14:25 (6時間授業がある日) 14:50~15:15

5. 登下校時は運動場を横切らないで、コンクリートの所を通りましょう。
6. 信号を守り、横断歩道、歩道橋、歩道を正しく通りましょう。
7. 下校してから、忘れ物を取りに来たり、遊びに来たりしないようにしましょう。

学校の防犯及び防災計画

《目標》

児童の安全確保及び災害発生時において、統一した組織のもとに、何よりも児童の生命の安全確保を第一義に、あわせて校舎・諸設備の保全を図る。

1. 児童の安全確保

児童の安全確保のため、次の各項目について点検し、安全管理に努める。

日常の安全確保点検項目	チェック
(1) 児童の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で情報交換や共通理解を図っているか。	
(2) 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行っているか。	
(3) 学校周辺などにおける不審者などの情報について、次のような方法によって把握できる体制を取っているか。	
①日頃から警察などの関係機関を通して、情報を速やかに把握できる体制を取っているか。	
②近接する学校との間で、情報を提供し合う体制を取っているか。	
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定め、児童の状況を把握しているか。	
(5) 登下校時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。	
①児童に対し、定められた通学路を通して登下校するように指導しているか。	
②通学路において、人通りが少ないなど、児童が登下校の際に、より注意を払うべき箇所を予め把握し、注意を喚起しているか。	
③登下校時などに万一の場合、交番や「こども110番の家」などの児童が緊急避難できる場所を児童一人ひとりに周知しているか。	
(6) 学校開放にあたって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。	
①学校開放における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じているか。	
②学校開放時の安全確保について、学校体育施設開放運営委員会の委員や使用団体責任者等の積極的な協力を得ているか。	
(7) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入り口などの破損、鍵の状況の点検・補修を行い、安全確保策を講じているか。	
(8) 学校周辺などにおける不審者などの情報が入った場合に、次のような措置を取っているか。	
①警察にパトロールなどの実施を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。	
②緊急時の児童の登下校の方法について、予め対応策を定めているか。	
③登下校や放課後における安全確保のため、保護者やPTAなどから巡回の協力が得られるか。	
(9) 学校内に不審者が立ち入っている場合など、緊急時に備えて、次のような体制が整備されているか。	
①直ちに校長または教頭に情報が伝達され、児童への注意喚起・避難誘導など、緊急に対応できる教職員の体制が整えられているか。	
②警察や市教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整えているか。	

『特別警報』または『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された時の措置

枚方市立伊加賀小学校

特別警報	枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。			
暴風・暴風雪・洪水警報	枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合			
	午前7時現在	発表中	児童の登校を見合わせ、解除になるまで 自宅待機 とします。	
	午前9時現在	発表中	児童の登校は見合わせ、解除になるまで 自宅待機 とします。	
		解除	第2校時(9時35分)より平常通りの授業を行います。 9時～9時15分の間に集合場所に集まって、9時30分までに学校に着くように集団登校させてください。	給食はあります。下校は平常通りです。
	午前10時現在	発表中	臨時休校とします。 留守家庭児童会入室児童は 自宅待機 となります。	
		解除	第3校時(10時40分)より授業を行います。 10時～10時15分の間に集合場所に集まって、10時30分までに学校に着くように集団登校させてください。	給食はありません。 12時15分頃の下校となります。ご家庭で昼食の用意をお願いします。
登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が発表された場合は、地区ごとに教師引率のもと、直ちに集団下校させます。(メール配信システム(伊加賀メール)でお知らせします。)なお集団下校せず、学校に待機する児童につきましては、警報発表後、2～3時間以内にお迎えをお願いいたします。帰宅後の対応については、お子様と事前にお話をしておいて下さい。(特に留守家庭児童会入室児童)				
午前10時現在で解除の場合、留守家庭児童会室は12時15分から開室されます。弁当を持参して登室して下さい。 午前11時現在で解除の場合、留守家庭児童会室は13時15分から開室されます。自宅で食事を済ませて登室するか、弁当を持参して登室して下さい。				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。 ・『強風注意報』『大雨警報』には、上記対応は適応されません。平常通りの授業です。 				
枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合 (R3.5.26 改)				
<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。 				

地震発生時における対応

★震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応とする。

状 パ タ ー 況 ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u> ↓ 児童の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>★下校についての保護者への連絡は、ミルメールで行う。ミルメール発信後、1時間を過ぎても迎えに来ない保護者へは、電話で連絡する。</p> </div>
下 校 中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

危機管理マニュアル

～情報を共有し、柔軟に 臨機応変に 組織で動く～

<報告・連絡・相談 が必要>

(1) 登下校時の安全指導

- ・安全監視員による登下校時の校門での安全管理
- ・地区担当教諭による登校班指導
- ・校区パトロール（適宜）

(2) 出欠確認の仕方

保護者との連絡を確実に、迅速に出欠確認をする。

（2日連続で休む場合は注意が必要。親との認識のずれがないように。）

8時40分までに教室で担任が出欠確認 ⇒ 1限終了までに保健室前の
欠席カードボックスに入れる。

(3) 不審者への対策

- ・校内での名札着用
- ・監視員ボックスにブザーを設置
- ・校門の常時施錠
- ・安全監視員による校門の門番

(4) 不審者への対応

○ 登校中に連絡が入った場合

- ① 警察に通報
- ② 生活指導委員に連絡し、所定の場所での巡視を依頼
- ③ 近隣の小中学校に連絡
- ④ 管理職不在時は教育委員会へ連絡

○ 授業中・休み時間の場合

→ 警察が到着するまでの時間稼ぎをし、同時に児童が被害に遭わないように避難させる。

○ 下校中に連絡が入った場合

- ①～④は登校中と同じ
- ⑤ 校内に児童がいる場合は、下校させずに安全な場所で待機させる。
- ⑥ 職員が校区を見回り、児童を下校させる。（緊急時校区見回り体制を利用）

不審者発見 → 校内報知 → 避難行動 → 避難誘導

◎ 緊急事態発生時の放送

「業務連絡、業務連絡。【危険場所】付近。児童のみなさんは教室から出ないでください。」

<安全確認後>

「児童のみなさんは、先生の指示に従って【避難場所】に行きましょう。」

≪ 教師は児童の心と体の状態を観察 ≫

- ① 登校時の表情、元気さ、言動、衣服の汚れ、あざなど、いつもと違うところがないか観察する。
- ② 気になる児童がいたら、別室で事情を聞き、正しい情報を収集する。（事実を言わない場合が多い）
- ③ 親への連絡をする。

～あざの場合の例～

「あざが気になりますが、〇〇さんは話そうとしません。気になりますので、もし、心当たりがありましたら、教えていただけたらと思います。友だちからの暴力ではないかと心配しております。家庭内のことではございませんよね。学校も家庭もお互いに子どもを守る立場で気をつけていきたいと思っています。」

(5) 避難体制

総指揮	総務班 / 教頭、事務、校務員、職員室在室の担任外・学級担任
校長	<ul style="list-style-type: none">・ 教職員と児童への連絡（校内一斉放送）・ 警察署、消防署、市教育委員会、近隣校、その他関係諸機関への連絡・ 重要物品の搬出
	避難誘導班 / 各担任
	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の避難誘導と収容・ 配慮の必要な児童の避難にあたっては、もっとも近いところにいる職員が手伝う。
	<避難場所>
	【火災】—— 運動場中央に 集会の並び方で集合
	【地震】—— 運動場中央に 集会の並び方で集合
	【津波】—— 校舎3階（災害規模により さだ小学校）へ避難誘導
	【風水害】—— 各地区の教室に集合し、集団下校
	【不審者】—— 基本は教室待機とし、放送の指示等に従って避難
	救護班 / 池田、担任外、衛生管理員
	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の衛生管理、要救護者の救護
	消火班・不審者対応班 / 男性職員を中心に対応する。
	<ul style="list-style-type: none">・ 火災については、児童が安全に避難した後、消火にあたる。

(6) 虚偽電話対応

- ・ 確かな情報か否かを確認するため、相手の電話番号を聞いてから、学校から相手にかけ直すこと。

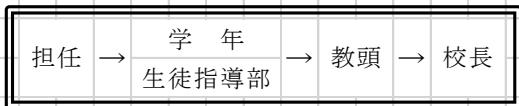
(7) 情報流出対策

- ・ 個人情報については、鍵のかかるところに保管する。
- ・ 成績等の個人情報は、校務用のパソコンだけで扱う。

(8) 器物破損への対応

児童への指導 → 教頭に連絡 → 保護者へ連絡

(9) 生徒指導上の諸問題への職員への周知



定例職員会議時に、担任または生徒指導部が報告し、全職員に周知する。また、このための時間を充てておく。

(10) トラブルの連絡

けんか、いじめ、けがの連絡の行き違いないように注意する。
特に、けんかは対応の遅れがないようにする。

(11) 虐待

児童のサインを見落とさないこと。
・ 肉体的虐待：殴る、蹴る、触る（性的）、食事抜き、等
・ 精神的虐待：育児放棄、心理的虐待

④ 学校での連絡を。

全職員に伝え、その後を皆で見守る。

⑤ 学校が一時好転しても安心はできない。

- ・ 虐待行為があると思われる保護者については、当初から注意深く観察し、丁重に接する。
- ・ 虐待されて育った親が、再び自分の子に虐待するケースが多い。その際も、虐待は犯罪行為であることを加害者に訴え続け、理解してもらうようにする。
- ・ 虐待行為が認められたら、通報の義務がある。

関連諸機関との連携・・・民生委員、児童委員、保護司、青少年委員、児童相談所、警察

避難訓練

引き渡し・不審者（5月） 風水害（6月） 地震・津波（9月）火災（1月）
教職員対象 防犯訓練研修【講師：枚方警察】（7月）

校内安全点検

- 各学期に1回実施 ※遊具の安全点検は、月1回実施

災害に対する基本的な心得

(1) 火災に対する心得

- 先生の指示をよく聞いて、その指示に必ず従う。
- 絶対に大声を出さない。
- 廊下を走らない。早足で歩き、人を押さない。
- 口にハンカチをあて、頭を低くして、煙にまかれなくようにする。
- 教室から出るときは、窓を閉め、電灯を消し、きちんと並んで出る。
- 校舎外に出たら小走りで避難する。
- 原則として、一番近い避難口から出る。
- 担任は児童の人員を確認する。窓や戸が閉まっているか点検し、出席簿を携帯して、児童を誘導する。

(2) 地震に対する心得

- 児童が室内にいる時は、担任の指揮により机下に伏せ、揺れが静まってから冷静に屋外に避難する。（飛び出し・階段の飛び降りをしていない）
- 屋外にいる時は、行動を中止し、姿勢を低くして、建物から離れる。
（運動場の中央に集合）
- 室内に火気がある時（理科室、家庭課室、教室暖房中等）は、初めに消火し、各教室の電灯のスイッチを切る。

(3) 台風・風水害に対する心得

- 児童は速やかに帰宅の用意をして、教室の戸締りをする。その後、地区別に集合して、人員の確認・諸注意後、速やかに集団下校する。
- 担任は、教室や廊下等に児童がいないことを確認した後、戸締りをし、担当する地区の教室へ行く。
- 地区担当者は、児童を地区まで送り届ける。（集団下校）

警報発表時の対応

◎ 特別警報発表の場合

枚方市あるいは東部大阪もしくは大阪府に午前7時に発表されている場合、臨時休校とする。登校後は、原則として全児童学校待機とする。
状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。

◎ 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報発表の場合

枚方市あるいは東部大阪もしくは大阪府に「暴風警報」が発表されている場合

午前 7時現在、発表中の場合	⇒ 自宅待機
午前 7時から午前 9時の間に解除の場合	⇒ 2校時(午前9時35分)より始業(給食あり)
午前 9時から午前10時の間に解除の場合	⇒ 3校時(午前10時40分)より始業(給食なし)
午前10時現在、発表中の場合	⇒ 臨時休校

◎ 登校後

枚方市、東部大阪もしくは大阪府に特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。
枚方市に、大雨または洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと集団下校する、または学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断する。

第1章 いじめ防止のための基本概念

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめはすべての児童に対し、またどの学校でも起こりうる問題である。子どもの心身に、または生命にも深刻かつ重大な危険を生じさせるものである。そのため、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。教育活動全般を通じて、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、すべての児童が豊かな学校生活を送れるように努めなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ等問題行動対策委員会

(2) 構成員

生徒指導主担者、生徒指導部

(必要に応じて、人権教育主担者、養護教諭、学年主任や心の教室相談員等も参加する)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

伊加賀小学校 いじめ防止年間計画			
月	学校全体の活動内容	学年学級の活動内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に係る年間計画の作成 ・いじめ防止基本方針の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学級開き」での人権教育 ・学年学級経営方針の周知と保護者への協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育全体研修会(児童理解について) ・家庭, 地域による学校理解(学校参観) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問で児童の様子を把握 ・学級会での指導(仲間づくり) ・校外学習に向けた取り組み(1～4、6年) ・キャンプに向けた取り組み(5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・学校参観 ・PTA 総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭, 地域による学校理解(学校参観) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 ・兄弟学年交流行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期を振り返っての総括 ・夏季休業に向けた指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談
8		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の児童の様子を把握 	
9		<ul style="list-style-type: none"> ・学級会での指導(仲間づくり) ・運動会に向けた取り組み 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭, 地域による学校理解(運動会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行に向けた取り組み(6年) ・校外学習に向けた取り組み(1～5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭, 地域による学校理解(学校参観)・学校自己診断アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校参観
12	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期を振り返っての総括 ・冬季休業に向けた指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談

		・児童会まつりの取り組み	
1	・学校自己診断アンケートの結果分析及び改善策周知	・学級会での指導（仲間づくり） ・兄弟学年交流行事	
2	・家庭，地域による学校理解（学校参観）	・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 ・1年を振り返った反省と情報交流 ・児童の様子への把握	・授業参観 ・学級懇談会
3	・3学期及び年間を振り返っての総括 ・春季休業に向けた指導	・学級終いに向けた取り組み	・PTA 総会
年間	・毎月の「生徒指導部会」「人権教育部会」の開催による情報交流、共通理解 ・必要に応じて、学校だより及びウェブサイトで「人権教育」に係る呼びかけを行う ・定期的な地域との会合での連携 ・必要に応じて教育相談員、SSW と連携したケース会議の実施 ・道徳や特活でのいじめ防止に関わる人権教育の推進		

6. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ等問題行動対策委員会は、生徒指導部会として月1回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検討、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。必要に応じて、関係の教職員が参加して随時話し合いを行う。

第2章 未然防止のために

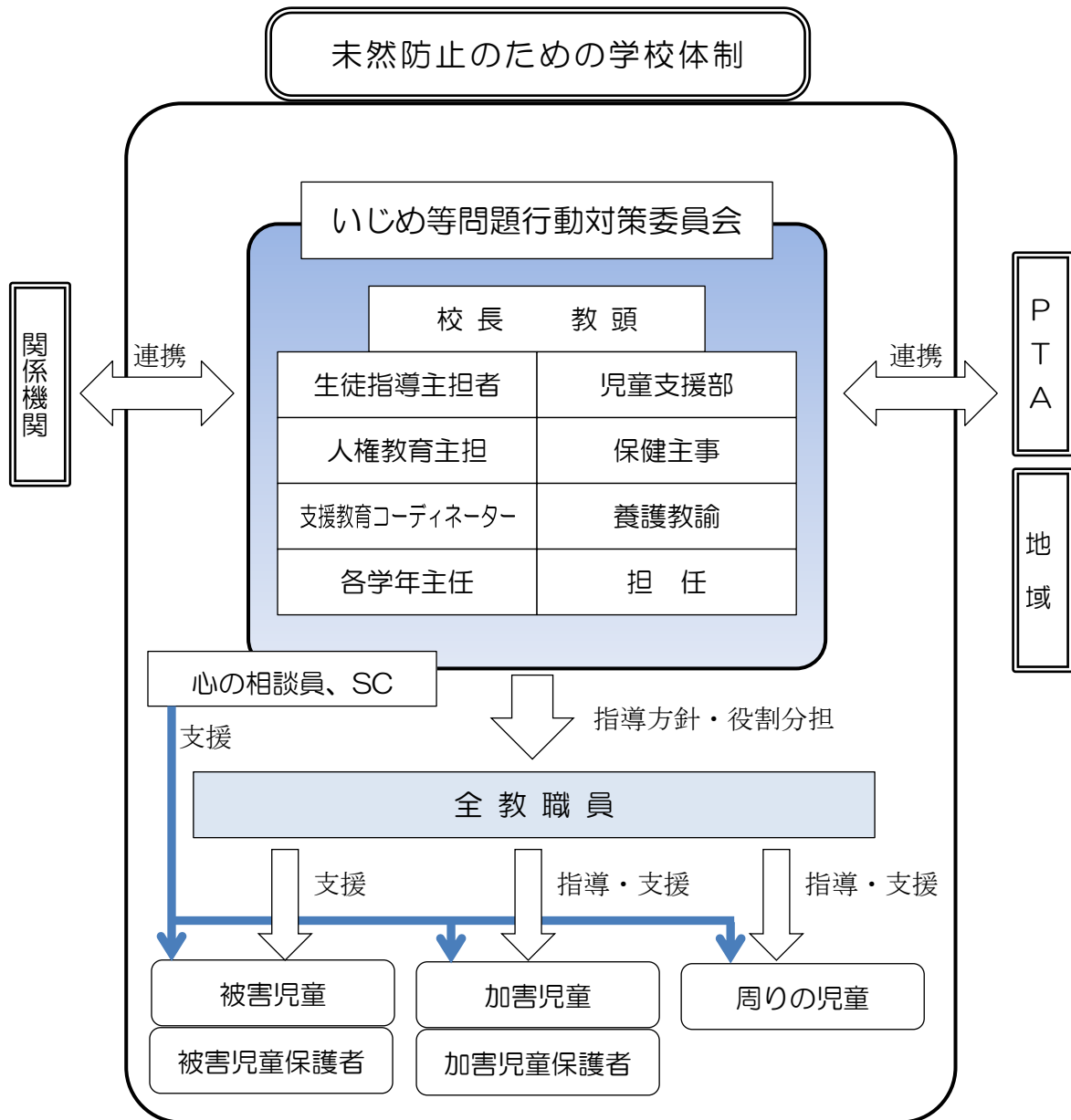
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校の基本姿勢として、次の5点を挙げる。

- ① 学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気を作る。
- ② 児童、教職員の人権感覚を高める。
- ③ 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤ いじめ問題について、保護者、地域、そして関係機関との連携を深める。



2. いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を図るための取り組み

- ① 教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知する。また、学年会や日常の会話の中で児童の情報交換を行い、子どもの実態把握や共通理解に努める。
「いじめはどの学校でも起こり得る問題である」という意識を、すべての教職員が共通認識として持つ。また、指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導體制を確立する。
- ② 児童に対して、学級活動や児童集会等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という考えを学校全体に浸透させる。
- ③ 保護者に対して、児童を見守り、健やかな成長を支援していくために、連絡を大切に、連携・協力を求めていく。

- ④ 地域に対して、学校ウェブサイト等を活用して情報発信し、意識啓発をする。地域ぐるみで子どもを育てるという視点から、安全見守り隊の方などとの連絡をとり、登下校中の児童の情報交換を行う。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「学習指導と生徒指導は表裏一体」との認識のもと、学級・学校の教育力を高め、児童にとっての居場所としての温かみのある人権感覚豊かな集団・学級・学校づくり、落ち着いた学級・学校づくりを進める。
- ② 「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」を高める学級・学年・学校経営に努める。
- ③ 各教科では、学習規律を確立し、共感的な人間関係に基づく「わかる授業」を通して自己存在感を高めていく。
- ④ 道徳の時間では、副読本や人権教材、視聴覚機器等を有効に活用して、共感的な授業を通して、生きる上での価値を考え、自己決定能力の育成（道徳的価値観）を図る。
- ⑤ 総合的な学習の時間や外国語活動では、体験的な活動を通して、社会のルールやマナーの大切さを体得させ、児童同士の豊かな人間関係を培い、ともに生きる心を育てる。
- ⑥ 児童会活動や学級活動等の特別活動や学校行事では、豊かな生活体験、自主的な集団活動を意図的に組織し、仲間づくりを進める。

(3) 教育相談の充実

- ① 管理職、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭、心の教室相談員らで相談窓口をつくり、気軽に相談できる体制づくりを進める。
- ② 教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話す機会を多く持つ。

第3章 早期発見のために

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりより集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

- ① 定期的なアンケート（毎学期実施）
- ② 教育相談の機会を設ける（不定期）
- ③ 朝の健康観察、「あのねちょう」等の日記、保健室での様子等、日常の観察

(2) 日常の観察

- ① 児童が集団から離れて独りで行動している時は、声をかけるようにする。

② 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。

(3) 保護者との連携

以下の点について、特に連携・依頼を行う。

- 子どもとの会話をできるだけ多くする。
- 服装等の汚れや乱れに気を配る。
- 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり増えたりしていないか観察する。
- 普段から、何でも親に話せるような雰囲気を作る。

(4) 相談窓口の周知

管理職、生徒指導主担者、人権教育主担者、養護教諭、心の教室相談員らによる相談窓口を設置し、気軽に相談できるようにする。

(5) 個人情報

教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて慎重な配慮を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合

- ① ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から積極的に関わる。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 報告・連絡・相談

- ① いじめの兆候を発見した場合、速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ等問題行動対策委員会）と情報を共有する。
- ② いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
- ③ 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により、直接会って、より丁寧に行う。
- ④ 家庭訪問をする際の配慮すべき点等を確認する。

3. 被害（いじめられた）児童及びその保護者への支援

- ① 保護者の了解を得た上で事実確認等を行う。
- ② 当該児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、時間的な経過や具体的な状況を詳細に聞き取る。その際、共感的に心の痛み等を軽減するように心がけ、記録をきちんと残す。
- ③ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめ等問題行動対策委員会が中心となって対応する。その際、状況に応じて、関係機関の協力を得て対応を行う。
- ⑤ 事情を聞いたら、できるだけ早く家庭訪問を実施する。そして、保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。また、安心して学校生活を送れるようにすることを約束し、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

4. 周囲の児童からの事実確認

- ① 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。
- ② 人権やプライバシーに配慮する。
- ③ 思い込みや先入観・憶測が入らないように慎重を期し、正確な聴き取りができるように、グループや個別対応など、聞き取り方を工夫する。

5. 加害（いじめた）児童及びその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、担任と学年主任等複数で対応し、事実確認を行う。聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② いじめを起こした背景や時間的な経過等、できるだけ具体的な状況を把握し、今後の指導のための記録を残す。
- ③ 確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の気持ちを伝える。また、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解さえ、自らの行為の責任を自覚させるなど、行為の重大さに気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法について、ともに考えながら指導していく。
- ④ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ⑥ 事情聴取後、家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。その際、保護者にいじめの解決を通して、児童のよりよい成長を促したいという学校の願いを伝え、協力を求める。家庭での子どもへの接し方等について助言する。また、保護者が孤立感を感じないように配慮する。

6. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめられた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ② 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③ 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ④ いじめの事実を出す場合は、人権やプライバシーに配慮し、本人や保護者の了解を得る。

7. 指導の継続

- ① いじめられた児童に対しては、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の協力を得て対応する。
- ② 学校（担任）は、被害児童の保護者に経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取り組みについて説明し、理解と協力を依頼しながら継続して児童の成長を見守る。
- ③ 関係した児童の成長の情報を教師間で共有し、全教職員で当該児童・学級を支援する。
- ④ 家庭訪問や教師からの声かけ等、見守ってくれているという安心感・信頼感を得る。
- ⑤ 状況によっては、PTA 等にも説明し、協力を依頼する。
- ⑥ 解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。
- ⑦ 事態が改善されない場合には、再度、対応策を検討し、対応する。

8. 関係機関との連携

- ① 速やかに管理職が教育委員会に報告する。
- ② 児童との継続的なカウンセリングを依頼するなど、心の教室相談員や相談機関と連携をとり、心のケアに努める。
- ③ 一定の限度を越えるいじめには、教育委員会等と連携して、加害者に出席停止の措置を講じる等の対応も考慮する。
- ④ 暴力や恐喝等を伴うなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

9. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関と連携して対応する。
- (3) 非行防止教室等により、情報モラル等についても学習する機会を設ける。






第5章 その他

◇ 生活アンケート (いじめアンケート)


せいかつ かい 生活をふり返って	
秋田市立伊加賀小学校	
()年()組 名前()	
◇ あてはまるものに○をしましょう。	
1. 夜、何時に寝るようになっていますか。 ()時()分	がまんしている やりかえす 友だちに相談している
2. 夕食を一人で食べることがありますか。 よくある たまにある ない	先生に相談している 家の人に相談している
3. 朝ごはんをきちんと食べていますか。 毎朝食べる 時々食べない いつも食べない	その他()
4. 自分自身の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。 はい いいえ	12. 今、学校の友だちでいやなことをされている人はいますか。 はい いいえ
5. 学校やクラスは楽しいですか。 はい まあまあ楽しい あまり楽しくない 楽しくない	13. 12で「はい」に○をつけた人に聞きます。どんなことをされていますか、口にくわしく書いてください。
6. みんなで、何かを一緒にするのは楽しいですか。 はい まあまあ楽しい あまり楽しくない 楽しくない	
7. 自由のあることや自校のできるものがありますか。 ある 少しある あまりない ない	
8. クラスの友だちは優しいですか。 はい まあまあ優しい あまり優しくない 優しくない	14. 1学期になってから、学校の友だちに いやなことをしたことがありますか。 はい いいえ
9. 学校に行きたくないことがありますか。 ある 時々ある あまりない 全くない	15. 14で「はい」に○をつけた人に聞きます。あなたは、その友だちにどんなことをしましたか。
10. 1学期になってから、あなたに いやなことをする学校の友だちはいましたか。 はい いいえ	あてはまるものすべてに、()に○をしましょう。
11. 10で「はい」に○をつけた人に聞きます。	()からかったり、悪口やいやなことを言ったりした。
それはどんなことですか？あてはまるものすべてに、()に○をしましょう。	()仲間外れにした。
()からかったり、悪口やいやなことを言ったりする。	()わざとぶつがったり選ぶふりをして、たたいたりけったりした。
()仲間外れにする。	()強くたたいたり、けったりした。
()わざとぶつがったり選ぶふりをして、たたいたりけったりする。	()お金や物を持って来いと命令したり、おどしたりした。
()強くたたかれたり、けられたりする。	()友だちの物をとったり、かくしたりした
()お金や物を持って来いと命令したり、おどしたりする。	()いやなことや、はずかしいことや危ないことを隠蔽やりさせた。
()あなたの物をとったり、かくしたりする。	()インターネット上のSNSなどに、いやなことを書き込んだ。
()いやなことや、はずかしいことや危ないことを隠蔽やりさせる。	()その他【下の□の中にくわしく書いてください。】
()インターネット上のSNSなどに、いやなことを書き込む。	
()その他【裏の□の中にくわしく書いてください。】	

★聞いていることがあれば、学校の先生やおうちの人に相談しましょう。

学校生活について

登校	<p>・決められた通学路で集団登校をします。決められた地区の登校班で、8:20～8:30の間に登校します。班長が集合時間や集合場所を書いたカードを投函します。</p> <p>入学後しばらくの間は、集合場所への付き添いのご協力をお願いいたします。</p>
下校	<p>・通学路を通過して、同じ方向の友だちと帰ります。入学式の時にグループをお知らせします。(4月中は教員引率の下、ルート別で集団下校します。)</p>
欠席等	<p>欠席の時は事由等を学校まで直接電話等でご連絡ください。(早退、遅刻の場合も同様。)</p> <p>その際、登校班の児童へ欠席や遅刻の連絡も併せてお願いいたします。</p>
給食	<p>○ 4月15日(木)より給食が始まります。</p> <p>○ 給食には、ナフキンが必要です。清潔に保つため、毎日洗ってください。給食袋の中に、ナフキン、ビニール袋(残ったパン入れ用)を入れ、ランドセルにぶら下げてください。</p> <p>○ 給食当番の時はエプロン、帽子、マスクも袋に入れてください。(エプロンは白で、前開きでも後ろ開きでも可) ※右図を参考にご用意ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
体育の服装	<p>○ 体育の服装について、業者の指定は特にありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白色の半袖体操服 ・紺色の短パン ・帽子----赤白帽 ・体操服等を入れる袋はフックに吊るせるものにしてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; display: inline-block;"> <p>冬場は、夏の服装の上に、フードやジッパーのないトレーナー(体育専用)を着用してもよい。</p> </div> <p>○ 夏の時期にはプールの用意が必要です。(6月～7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水着の準備など詳細については5月下旬にお知らせします。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;">  </div>
くつ	<p>○ 学校では上靴と体育館シューズを使用します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 校舎内 体育館 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内は上靴 (⊕ の表示) ・体育館は体育館シューズ (⊙ の表示)。 ・また、右図のように必ず名前を2ヶ所に記入してください。(ひらがなで) ・靴を入れる袋(2つ)が必要です。 ・上靴は金曜日に持ち帰り、洗ってください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
記名	<p>○ 所持品・学用品・身の回りの小さなものでも記名(ひらがなで)してください。(衣服、上着、傘、マフラー、手袋等にも記名願います。)</p>
帽子 ワッペン	<p>○教育委員会等より交通安全のための黄色い帽子とワッペンを入学式の日配付予定です。</p>
名札	<p>○ 胸に名札をつけてください。(入学式受付時に配付)</p>



持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物がないよう、前日に授業の用意をする習慣をつけてください。 ・お金や不必要なものは持たせないでください。必要なものは、学校から連絡します。
連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・学年だよりは学習予定・行事・持ち物等を書いていますので、必ず目を通してください。 ・連絡帳は、6月頃から書き始めます。ご覧になったらサインをお願いします。 ・学校で言われたことを家に帰ってきちんと伝える習慣をつけてください。 <p>特に学校から配布したプリント類は、必ず見せるように習慣づけましょう。</p> 
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で発熱等体調不良になった場合は、保護者の方に連絡します。緊急連絡先に変更が生じたときにはすぐにお知らせください。なお、早退の時はお迎えをお願いします。 ○ 学校で起きた治療の必要な怪我は、保護者の方に連絡の後、近隣の病院に搬送します。指定の病院がある場合はお知らせください。
来校証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学後、保護者の方に来校証を配付いたします。校内の安全管理上、来校の際は必ず来校証をご着用ください。

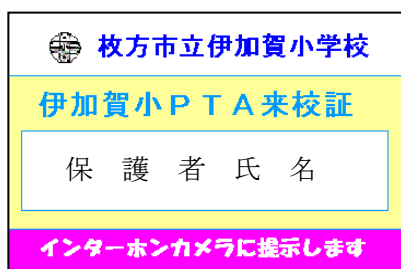
学校安全について



1. 登下校の安全について

- (1) 登校は各地区の登校班で集団登校をします。集合場所までは保護者が責任を持って送り出してください。登校班は出発時刻になったら出発しますので、間に合うようにしてください。集団登校できない時は、保護者の方が校門までお送りください。
- (2) 下校について、4月中は教員引率の下、地域ごとに集団下校します。5月以降は子どもたちだけでの下校となりますが、できるだけ複数で帰り、一人で帰らないように指導します。
- (3) 緊急時や災害発生時は教員引率による集団下校を行います。
- (4) 防犯ブザーなどを手のすぐ届く所に着用し、使い方についてもわかるようにしておいてください。
(電池が切れていないか、定期的に確認をお願いします。)
- (5) 不審者の侵入防止のため、授業中は、全ての門を施錠しています。遅刻等で登校してきた際は、正門横のインターホンを押すか、安全監視員さんに声をかけ、開錠してもらってください。

(表面)



(裏面)



2. 子ども見守り隊活動について

- (1) 子ども見守り隊の方々がボランティアで安全見守り活動を行ってくださっています。登下校の際、交通ルールを守る、きちんと班でかたまって整列して歩く、横に広がって歩かない、挨拶をきちんとするなど、子どもたちへの声かけをお願いします。
- (2) 不審者の情報につきましては、警察（845-1234）または伊加賀小学校（050-7102-9172）にご連絡ください。

学校保健について

1. 基本的な生活習慣について

(1) 起床・就寝時刻について

- ・早起き、早寝の習慣をつけてください。
- ・学校生活に慣れるまでは、短い時間でも、疲れてします。十分な睡眠時間をとることで、体や心の疲れをとることができます。



(2) 朝の習慣（洗顔・歯磨き・排便など）について

- ・自分で起きられるようにしましょう。自分で朝支度ができるようにしましょう。
- ・朝に排便をすることで、気持ちのよいスタートが切れます。時間に余裕を持ち、便意がなくても登校前にトイレに行くことをお勧めします。また、学校のトイレは和式がほとんどで床も水を流すタイプのもので、和式トイレになれるようご協力をお願いします。また洋服を全部脱がなくてもトイレができるようご理解ください。
- ・元気に楽しく学校生活がおくれるように、毎朝、健康観察をして登校させてください。特に、朝から微熱がある等、体調がすぐれない場合は、登校後、さらに体温が上がる等悪化することもよくありますので、おうちでゆっくりと休ませてあげてください。

(3) 食事について

- ・朝食は特に大切です。朝食抜きは学習への集中力低下や、体調不良の原因になります。栄養バランスのとれた食事を適量でとり登校しましょう。
- ・普段から偏食のないように心がけてください。給食には野菜の煮物や魚料理もです。



2. 保健室での対応について

- ・保健室では学校管理下で起きた怪我や体調不良に対して応急処置をしたり休養をしてもらい、経過を見ます。翌日からの継続した手当てはご家庭でお願いします。
- ・諸事情で着替えが必要な時は、下着や服を貸し出します。数日以内に洗濯し返却ください。(下着のみ、同じサイズの新品をご返却ください)



3. 緊急時の対応について

- (1) 経過を見ても学習継続が困難と思われる場合は、保護者の方に連絡をし早退を勧めます。安全面からも、必ずお迎えをお願いします。緊急連絡先に変更があるときは速やかにお申し出ください。
- (2) 学校感染症（おたふく風邪、水疱瘡、風疹、インフルエンザ等）は他への感染性が強く、出席停止となります。診断書の提出は不要ですが、医師の診断に従い連絡帳等でお知らせください。
- (3) 学校で起こったけがで治療が必要な場合は、保護者の方に連絡の後、病院に搬送します。連絡がつかず急を要する場合は、健康管理個人票に記載のかかりつけの病院に搬送します。記載が特でない場合は救急指定の病院へ搬送します。
- (4) 健康管理個人票は緊急時の対応に使用しますので、既往症、現在の疾病の様子、アレルギーなど年度途中に変更が生じた場合は速やかに学級担任までお知らせください。

4. 食物アレルギーについて

食物アレルギーがある場合は、ご提出いただいた食物アレルギー調査票をもとに、給食の対応について個別に話し合いをします。日程等の詳細は学校からご連絡いたします。

諸費について

1. 入学後当初の費用

遅くとも3月中頃までに口座振替の手続きを済ませて、第1回銀行振替までに次の金額を口座に入金しておいてください。

入学時の学用品の費用	5,000円
教材費(4・5月分)	2,000円
PTA会費(4・5月分)	600円
給食費(4、5月分)	7,600円
合計	15,200円

2. 第2回銀行振替(6月)以降、毎月の経費は概ね以下のとおりです。

	費目	金額	備考
毎月の諸費	給食費	3,800円	
	PTA会費	300円	1家庭300円を徴収します。
	教材費	2000円	月ごとに金額が変わることがあります。
	日本スポーツ振興センター掛金 枚方市安全共済会掛金	合計760円	年1回、9月に徴収する予定をしています。

※ その他、校外学習や視聴覚行事を実施した場合、校外学習費や視聴覚費等を引き落します。その際、学年日より等でご連絡します。

※ 4、5月分は4月に銀行振替の手続きが間に合わないため、5月に一括で引き落とします。金額が2ヶ月分となるのでご注意ください。

3. 納入方法については指定金融機関の自動振替をお願いします。

- (1) 指定金融機関 枚方信用金庫 枚方公園前支店(下図の場所にあります)
- (2) 口座の開設 保護者名義の普通預金口座を設けてください。
- (3) 口座振替 預金口座振替依頼書を枚方信用金庫へ提出してください。

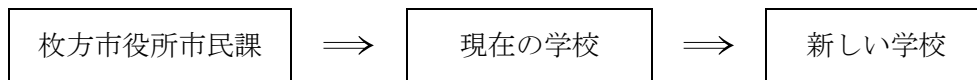
※別紙参照

枚方信用金庫枚方公園前支店



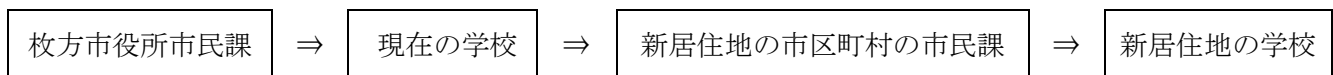
転校の手続きについて (保護者用)

[枚方市内から枚方市内への転居]



1. 保護者は、転居後、枚方市役所市民課（各支所でも可）で転居届を提出し、「①住民異動届学校用」2部を受け取る。（児童及び生徒1人に対して各2部発行されます。）
(注)住民基本台帳法により転居届は、転居をした日から14日以内と定められていますので、転居する前に転居届を提出することはできません。
2. 保護者は、在学中の小学校又は中学校へ「①住民異動届学校用」1部を提出し、「②在学証明書」及び「③転学児童生徒教科用図書給与証明書」を受け取る。
3. 保護者は、新たに指定された小学校又は中学校へ「①住民異動届学校用」1部、「②在学証明書」「③転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出する。

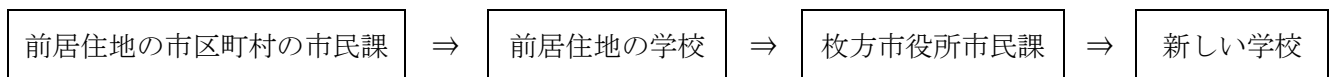
[枚方市内から他市区町村へ転出する場合]



1. 保護者は、転出先及び転出日が決まれば前もって、枚方市役所市民課(各支所でも可)で転出（予定）届を提出し、「①住民異動届学校用」を受け取る。
2. 保護者は、転出する前日又は当日に在学する学校へ「①住民異動届学校用」を提出し、「②在学証明書」「③転学児童生徒教科用図書給与証明書」を受け取る。
3. 保護者は、他市区町村へ転入後、住民登録の窓口で転入届を提出し、窓口の案内にしたがって転校の手続きをしてください。

[他市区町村から枚方市へ転入する場合]

(注)1・2は、市区町村により多少違うことがあります。



1. 保護者は、前市区町村の住民登録の窓口で転出（予定）届を提出する。
* 他市区町村へ転出する場合の届け出は、事前にできます。（「①学校用書類」を受け取る。）
2. 保護者は、前市区町村の在学する小学校又は中学校で「①学校用書類」を提出し、「②在学証明書」「③転学児童生徒教科用図書給与証明書」を受け取る。
3. 保護者は、枚方市へ転入（引越し）後、枚方市役所市民課（各支所でも可）で転入届を提出し、「④住民異動届学校用」（転入届に基づき、就学する学校を指定します。）を受け取る。
(注) 住民基本台帳法により転入届は、転入をした日から14日以内と定められていますので、転入する前に転入届を提出することはできません。
4. 保護者は、「④住民異動届学校用」に記載された小学校又は中学校（指定校）へ「②在学証明書」「③転学児童生徒教科用図書給与証明書」「④住民異動届学校用」を提出する。

学年途中で市内転居をされた児童の保護者の方へ

小学生

市内転居後もお子様が、引き続き、現在在学中の小学校に就学することを希望される場合は、下記のことにご留意いただいたうえで在学中の小学校で手続きをしてください。

記

1. 手続き

「住民異動届学校用」を現在在学中の小学校へ提出し、「就学指定校変更申出書」を記入してください。

2. 留意事項

- ・指定校変更期間は、**第1～4学年児童はその年度末まで、第5・6学年児童については卒業まで**です。
- ・通学上の安全確保は、保護者の責任で行ってください。
- ・通学方法は、徒歩または公共交通機関です。（自転車は認められていません。費用がかかる場合は保護者負担となります。）
- ・今後入学予定の弟や妹がおられる場合、そのお子様は、将来、転居後の校区の指定校に入学することになります。
- ・詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000007974.html>

(問い合わせ) 枚方市教育委員会 教育支援推進室 (学事保健担当)

電話050-7105-8044 (直通)

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として発足し、PTA会員が負担する安全共済会費と市の補助金で運営している任意団体です。各学校園の単位PTAを会員とし、その運営にはPTA会員と学校の代表が関わっています。

枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で災害(負傷・死亡)が発生したときに、前述の会員に属する園児・児童・生徒の保護者に対し必要な給付を行う互助共済制度です。

『学校園管理下』の範囲は、授業(保育)時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

事故当日の学校からの病院への搬送等は一番近いもよりの医療機関となっています。保護者の都合での搬送は保護者負担となりますのでご了承ください。

また、小学校新1年生の黄色い帽子・登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものや、マスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生300円 幼稚園児140円】です。

給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください

- ※ 給付にはそれぞれの項目について給付条件があります。すべての案件に給付が適用されるわけではありません。
- ※ 初診は医療機関です。整骨院での初診は給付対象になりません。
- ※ 『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。先生の確認が必要です。
- ※ メガネをかけた状態で破損し、授業を受けるのに支障があるかどうか給付条件となります。本人の過失及び第三者の故意の場合は給付しません。
- ※ メガネが破損したときには破損状況のわかる写真を添付していただけます。写真はご家庭で撮っても構いませんが、学校の先生の状況確認は必要です。
- ※ 令和3年4月より200床以上の病院で初診にかかる医療費とは別に選定療養費がかかるようになりました。この選定療養費については保護者負担になりますのでご了承ください。(救急車で搬送された場合はかからないようです)
- ※ 歯冠補綴の給付にインプラントは含みません。
- ※ 学校園経由で枚方市学校園安全共済会へ請求し、審査・給付決定後、給付金を指定金融機関へ振り込みます(審査で給付対象外となることがあります)。
- ※ 金融機関支店名や口座名義人のフリガナの記入漏れ等がないようにご確認ください。申請から給付までは1~2ヶ月かかります。
- ※ すべての申請期限は、災害発生日より2年です。歯冠補綴には他にも条件がありますのでお気を付けください。

災害共済給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	必要書類	
室料差額	治療上の必要を 医師が認めた場合の室料差額	実費 【一日当たり上限 5,000円×日数】	【領収証】 (室料差額と入院日数が 分かるもの) 【口座振替依頼書】	
総医療費 5000円 未満	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る (整骨院の初診は出ません) ※ 医師の指示があれば接骨院や 整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度を利用 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用無し 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】	
公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金させていただきます。				
補 填 料	メガネ・ コンタクト	メガネをかけた状態で破損した場合 (ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外) 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但し 書のあるもの) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 (ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外) 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【口座振替依頼書】
	特別初診料 (特定療養費) 等	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
	歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの上下12本 の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 (保険外治療の記載) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】
	災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園の先生にお問い合わせください。インプラントは対象外です。			
タクシー その他の 移送料	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合で、事故の当日 首から上のケガや歩けないなど、学校園長が緊急性を認めた 場合のみ、事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る (事案によっては給付対象外となりタクシー代が 出ないことがあります)			
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合 等	理事会または審査委員会 の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です
口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。

<令和3年度>

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校園管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金（障害が残った場合）、死亡見舞金の給付を行う児童生徒園児のための国の公的共済制度です。

この災害共済給付制度への加入の意思を確認させていただきますので、●月に配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の同意書を期限内に提出をお願いします。

なお、年度途中での加入はできません。

★掛金 年間：小中学校は935円（保護者負担460円） 幼稚園は285円（保護者負担165円）

※保護者負担額以外は、市で負担します。ただし、生活保護世帯・就学援助受給者の児童生徒等は、掛金を全額国、市で負担します。

★給付対象・給付額（令和2年6月現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕	
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

★学校園管理下の範囲

授業中だけでなく、教育課程に基づいた学校園行事、遠足や修学旅行などの特別活動、部活動も含まれます。さらに休憩時間中、登下校園中を含みます。

★医療費請求の手続き

1. 医療機関で健康保険証等を提示し、受診します。医療費は保護者が一旦支払います。
2. 学校園から、「医療等の状況」と「口座振替依頼書」を受け取ります。
3. 医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、「口座振替依頼書」と一緒に学校園へ提出します。
(ただし、ゆうちょ銀行は振込専用番号が必要となりますので、確認の上記入してください。)
4. 学校園から教育委員会を経由し、日本スポーツ振興センターへ請求します。
(請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行います。)
5. 日本スポーツ振興センターで審査し決定された給付金を予め保護者に通知の上、指定の金融機関口座

へ振り込みます。申請から給付まで2～3ヶ月かかります。

*医療機関に「医療等の状況」の記入を求める際は、丁重にお願いしてください。

*災害の状況により、他の書類が必要な場合がありますが、その都度説明いたします。

*審査で対象外になることがあります。

*同一災害で継続して治療を受けた場合、医療費の給付は、初診から治癒するまでとなります。ただし、給付期間は初診から最長10年間となります。

*給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。

★センターの支給範囲は、健康保険法の範囲内で、200床以上の病院で他の医療機関の紹介状を持たずに受診された場合の各医療機関が定めた特別料金などは、給付対象外です。なお、針灸院の施術は、医師の同意書がある場合は、給付対象となります。

★生活保護を受けている方については、生活保護法による医療扶助が行われるため、日本スポーツ振興センターの医療費給付はありません。障害見舞金、死亡見舞金のみ給付されます。よって、同法適用の開始または廃止の際は速やかに学校までお知らせください。

※1 「医療費」とは、健康保険法に規定する医療保険並み診療に要した費用をいいます。

※2 公費医療助成（子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等の医療証）を使用された場合は、医療費総額の1割分と窓口負担された金額（1つの医療機関で1日500円を限度（500円未満の場合はその金額）として月2日まで負担）を日本スポーツ振興センターに請求することとなります。同医療証等を使用した場合は、必ず学校園に窓口負担額を申告してください。